函館市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第１９条の３第３項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し，特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により，日常生活の便宜を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２条　実施主体は，函館市（以下「市」という。）とする。

（用具の種目および給付の対象者）

第３条　給付の対象となる用具の種目は，別表第１の「種目」欄に掲げる用具とし，その対象者は，市に居住する同表の「対象者」欄に掲げる法第１９条の３第３項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。

　ただし，対象者については，小児慢性特定疾病に係る施策以外の法による施策および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による施策の対象とはならない者に限る。

（給付の申請）

第４条　市長は，用具の給付を希望する１８歳未満の対象者の保護者または１８歳以上の対象者本人（以下「申請者」という。）に対し，別記第１号様式の小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書に，次の書類を添えて申請させるものとする。

（１）小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

（２）市町村民税の課税状況が確認できる資料

　被保護者（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に規定する被保護者をいう。）または支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号。

以下「中国残留邦人等自立支援法」という。）第１４条第１項に規定する支援給付をいう。）を受けている者については，そのことを確認できる資料

ただし，市長は書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは，添付を省略させることができるものとする。

２　市長は，前項の申請を受理した場合，当該対象者の身体の状況，介護の状況，家庭の経済状況および住宅環境等を実地に調査し，速やかに別記第２号様式の調査書を作成することとする。

（給付の決定）

第５条　市長は，内容を審査の上，用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。

２　市長は，前項の規定により用具の給付を行うことを決定した場合には，別記第３号様式の小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書（以下「給付決定通知書」という。）および別記第４号様式の小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を，その申請を却下することを決定した場合には，別記第５号様式の小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書を，それぞれ申請者に交付するものとする（以下，給付決定通知書および給付券を交付された申請者を「利用者」という。）。

（用具の給付等）

第６条　市長は，用具の給付を行う場合には，用具の製作もしくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

２　市長は，業者の選定に当たっては，低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう，別に定める基準および手続により決定するものとする。

３　市長は，第５条の規定により用具の給付を行うことを決定した場合には，当該給付をする用具の種目に応じ，前項の規定により選定された業者に対し，別記第６号様式の小児慢性特定疾病児童日常生活用具購入決定通知書（以下「購入決定通知書」という。）により通知するものとする。

４　前項の規定により通知を受けた業者は，速やかに当該通知書に記載された者に対し，当該用具を納入しなければならない。

（利用者等の費用負担）

第７条　利用者は，用具の給付を受けたときは，その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部または全額を負担するものとする。

２　前項の規定により負担することとなる費用の額は，別表第２に定める額とする。ただし，当該用具の給付に要する費用の額が同表に掲げる額に満たないときは，当該給付に要する費用の額とする。

３　同一の月内に２以上の種目の用具を同一の利用者に給付する場合においては，これを１の給付とみなし，前２項の規定を適用する。

４　利用者は，用具を納付する業者に対し給付券を添えて，前各号の規定により負担することとされている額を支払うものとする。

（用具の納入，受領，および検査）

第８条　市長は，第６条第４項の規定により業者が用具を納入するときは，これを利用者の居所において行なわせるものとする。

２　利用者および業者は，用具の納入および受領を確認したときは，第５条第２項の規定により利用者が交付された給付券に，それぞれ必要事項を記入し，または押印しなければならない。

３　市長は，当該用具の納入時にこれを検査し，適正に納入および受領されたこと，および当該用具が適正なものであることを確認したときは，前項の給付券に必要事項を記入し，または押印するものとする。

（用具の購入費の支払い）

第９条　市長は，前条第３項の検査により，業者からの請求に基づき，当該用具の購入に要した額から，第７条の規定により利用者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

２　前項による費用の請求は，給付券を添付して行うものとする。

（用具の管理）

第１０条　利用者は，当該用具を給付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，または担保に供してはならないものとする。

２　市長は，利用者が前項に違反した場合には，当該給付に要した費用

の全部または一部を返還させることができる。

（給付台帳の整備）

第１１条　市長は，用具の給付の状況を明確にするため，別記第７号様式の小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳を整備しておくものとする。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１９年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２０年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２３年４月２７日から施行し，同月１日から適用する。

附　則

この要綱は，平成２４年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２７年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２７年５月２８日から施行し，平成２７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年５月１７日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年７月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行後，当分の間は，旧要綱に規定する申請書等をこの要綱に基づく申請書等とみなして使用することができるものとする。

附　則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

別表第１

種　目	対　　象　　者	性　　能　　等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペタルにて温水温風を出し得るもの。ただし，取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕，脚等の訓練のできる器具を付帯し，原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり，スロープ，歩行器等であること。 ア　小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって，必要な強度と安定性を有するもの。 イ　転倒予防，立ち上がり動作の補助，移乗動作の補助，段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動，座位の保持，浴槽への入水等を補助でき，小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって，必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて，がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し，小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。
人口鼻	人工呼吸器の装着または気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており，軽微な外力により水疱やびらんを生じ，皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。

別表第２

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分			徴収基準月額	徴収基準加算月額
Ａ階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）および中国残留邦人等自立支援法による支援給付（以下「支援給付」という。）受給世帯			0円	0円
Ｂ階層	当該年度分（４月１日から６月３０日まで間にあっては，前年度分。以下同じ。）の市町村民税が課税されていない世帯（Ａ階層に属する世帯を除く。）			1,100円	110円
Ｃ階層	当該年度分の市町村民税の額が均等割の額のみである世帯（Ａ階層に属する世帯を除く。）			2,250円	230円
Ｄ階層	当該年度分の市町村民税の所得割の額が右の額である世帯（Ａ階層に属する世帯を除く。）	所得割の年額3,000円以下	Ｄ１	2,900円	290円
		3,001 ～ 5,800円	Ｄ２	3,450円	350円
		5,801 ～ 8,700円	Ｄ３	3,800円	380円
		8,701 ～ 13,000円	Ｄ４	4,250円	430円
		13,001 ～ 17,400円	Ｄ５	4,700円	470円
		17,401 ～ 22,400円	Ｄ６	5,500円	550円
		22,401 ～ 28,200円	Ｄ７	6,250円	630円
		28,201 ～ 58,400円	Ｄ８	8,100円	810円
		58,401 ～ 75,000円	Ｄ９	9,350円	940円
		75,001 ～ 96,600円	Ｄ10	11,550円	1,160円
		96,601 ～ 121,800円	Ｄ11	13,750円	1,380円
		121,801 ～ 175,500円	Ｄ12	17,850円	1,790円
		175,501 ～ 221,100円	Ｄ13	22,000円	2,200円
		221,101 ～ 380,800円	Ｄ14	26,150円	2,620円
		380,801 ～ 549,000円	Ｄ15	40,350円	4,040円
		549,001 ～ 579,000円	Ｄ16	42,500円	4,250円
		579,001 ～ 700,900円	Ｄ17	51,450円	5,150円
		700,901 ～ 849,000円	Ｄ18	61,250円	6,130円
		849,001 ～ 1,041,000円	Ｄ19	71,900円	7,190円
		1,041,001 円以上	Ｄ20	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし，その額が8,560円に満たない場合は8,560円

備　考

１　徴収月額の決定の特例

ア　Ａ階層以外の各層に属する世帯から２人以上の対象者が，同時に徴収基準額票の適用を受ける場合は，その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については，同表に定める徴収加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ　１０円未満の端数が生じた場合は，切り捨てるものとする。

ウ　対象者に民法第８７７条に規定する当該対象者の扶養義務者がないときは，徴収月額の決定は行わないものとする。ただし，対象者本人に市町村民税が課されている場合は，本人につき，扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

２　世帯階層区分の認定

（１）　認定の原則

世帯階層区分の認定は，当該対象者の属する世帯の構成員およびそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち，当該対象者の扶養義務者のすべてについて，その市町村民税等により行うものである。

（２）　認定の基礎となる用語の定義

ア　「対象者の属する世帯」とは，当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって，夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと，父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合，病気治療のため一時土地の病院に入院している場合，父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは，その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ　「扶養義務者」というのは，民法第８７７条に定められている直系血族（父母，祖父母，養父母等），兄弟姉妹（ただし，就学児童，乳幼児等１８歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は，原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）ならびにそれ以外の三親等以内の親族（叔父，叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして，特に扶養の義務を負わせるものである。ただし，対象者と世帯を一にしない扶養義務者については，現に対象者に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は，認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ　認定の基礎となるのは，

Ⅰ　所得税法（昭和４０年法律第３３号）

Ⅱ　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）

Ⅲ　災害被害者に対する租税の減免，徴収猶予等に関する法律（昭和２２年法律第１７５号）の規定

によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし，所得割を計算する場合には，地方税法第３１４条の７，第３１４条の８，同法附則第５条第３項，第５条の４第６項および第５条の４の２第５項の規定は適用しない。），生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）および支援給付である。

・平成２３年７月１５日雇児発０７１５第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いとする。

・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には，これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし，地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成２９年法律第２号）第１条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（６％）により算出された額を用いることとする。

・生活保護については，現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実，支援給付については，支援給付を受けている事実，市町村民税については，当該年度の市町村民税の課税または免除（地方税法第３２３条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

（３）徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は，毎年７月１日を起点として取り扱うものとする。

３　徴収基準額表中，徴収基準月額欄に「全額」とあるのは，当該対象者の措置に要した費用について，市町村が徴収する額は，費用総額を超えないものとする。

４　徴収基準額の特例

災害等により，前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には，その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをするものとする。

５　その他

令和２年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう，「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和５１年４月１６日厚生省発児第５９号の２厚生事務次官通知）第４保育所徴収金（保育料）基準額表備考３（３）に準じて，Ｂ階層の対象世帯のうち，特に困窮していると市長が認めた世帯についても，Ａ階層と同様の取扱いとすることとする。

別記第１号様式

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書

年　　月　　日

函　館　市　長　様

〒

住　所　　函館市

申請者

氏　名

給付対象者との続柄

次のとおり日常生活用具の給付を申請します。なお，この申請に係る給付の決定に必要な場合は函館市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具実施要綱に基づき，受給者と同一の世帯に属する者の地方税関係情報等について公簿等により確認することについて同意します。

対象者	氏　名		生年月日	年　　月　　日（　　歳）
	住　所	函館市 電　話		
	疾病名		小児慢性特定疾病医療受給者証受給者番号	

世帯の状況	氏　名	対象者との続柄	生年月日	職　業	備考〔対象者に対する介護の状況等〕

給付を希望する理由								
現在の住居等の状況	住宅	1　自　宅 2　借　家	借家の場合貸主諾否	1　承　諾 2　否	浴槽	1　和　式 2　洋　式 3　な　し	便器	1　和　式 2　洋　式 3　携帯用

現在の介護の状況	入浴	1　他人の介助が必要 2　清拭のみ 3　入浴，清拭ともしていない 4　自分でできる	排便	1　他人の介助が必要 2　便器(携帯用)使用 3　自分でできる	移動	1　車いす使用 2　他人の介助が必要（一部・全部） 3　自分でできる

給付を受けたい用具の種目		希望する型式，規模等	
給付に関し特に希望する事項			
備　考			

別記第２号様式

調　査　書　（小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業）

申請書の受付番号および受付年月日	第　　号 年　月　日	申請者氏名		対象者との続柄	

対象者				
氏　名		生年月日	年　月　日（　歳）	
住　所	函館市 電　話			
疾病名				

世帯員の状況							
氏　名	年齢	対象者との続柄	課税状況			備　考
			当該年度分市町村民税		前年度所得税	
			均等割	所得割		

世帯区分	１　被保護世帯または市町村民税非課税世帯 ２　市町村民税均等割世帯 ３　市町村民税所得割課税世帯 ４　所得税課税世帯
住まいの状況	１　自　宅　　２　借　家（貸主の諾否）
給付後の生活の状況	日常生活動作の状況 （入浴・排便・移動等について該当する状況に ○ ） １　自力でできるようになる ２　一部介助でできるようになる ３　給付しても変わらない（一部介助・全介助） ４　その他（　　） その他の状況 １　在宅生活が可能になる ２　その他 （　　）
給付の必要の有無	１　有 ２　無　　給付する（しない）理由

給付する用具名（含む型式規模等）		予定価格	円
		利用者が支払うべき額	円
		公費負担予定額	円

その他特記事項

年　月　日　　調査員　職　名

氏　名　　㊞

別記第３号様式

番号　第　　号

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書

年　　月　　日

様

函館市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった日常生活用具の給付申請については，次のとおり決定したので通知します。

<table>
<tr><td>給　付　番　号</td><td colspan="2">第　　号</td><td>給付決定
年　月　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>対象者の氏名</td><td colspan="2"></td><td>疾　病　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">給付する用具名
(型式規模等含む)</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>納入業者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>納入業者の
住　　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>価　　格</td><td>円</td><td>利用者が
支払うべき額</td><td>円</td><td>公　費
負担額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td colspan="5">１　用具は，対象者の扶養義務者がその能力に応じて，費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものなので，支払うこととされた金額（「利用者が支払うべき額）については，必ず用具を受け取るときに業者に支払ってください。
２　給付された用具を，その目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付けし，または担保に供することは，かたく禁止します。
３　２に違反した場合は，市が業者に支払った費用の全額または一部を返還してもらうことがあります。
４　この処分について不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に函館市長に対して異議申立てをすることができます。
　また，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても，処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし，処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に異議申立てをした場合には，処分の取消しの訴えは，その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。</td></tr>
</table>

別記第４号様式

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券			
給付番号	第　　号	給付券発行年月日	年　月　日
対象者氏名		生年月日	年　月　日 （　　歳）
居住地	函館市		
保護者氏名		対象者との続柄	

給付する用具名（型式・規模等含む）	価格	利用者が支払うべき額	公費負担額
	円	円	円

納入業者		納入業者の住所	電話

この券の有効期限	利用者が業者に提示する期限	年　月　日	業者の公費支払請求期限	年　月　日

上記のとおり決定する

年　月　日

函館市長　　㊞

①業者が納入した日	②扶養義務者より受領した額	③受領業者名および受領年月日
年　月　日	円	㊞ 年　月　日

④用具受領氏名	㊞	検査者	職名
			氏名　㊞

その他特記事項

【注】本表は，①～③は納入業者が，④は保護者または１８歳以上の対象者本人が記入すること。

別記第５号様式

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書

年　　月　　日

様

函館市長　　㊞

却下の理由

　　年　　月　　日付けで申請のあった日常生活用具の給付については，審査の結果却下することに決定しましたので通知します。

なお，この処分について不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に函館市長に対して異議申立てをすることができます。

また，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても，処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし，処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に異議申立てをした場合には，処分の取消しの訴えは，その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

別記第６号様式

番号　第　　号

小児慢性特定疾病児童日常生活用具購入決定通知書

年　　月　　日

様

函館市長　　印

貴社と契約を結んでいる用具について，下記のとおり購入することと決定したので通知します。

なお，用具は，当該通知書に記載されている者に対し，代金と引き換えのうえ，速やかに引き渡しください。

記

１　購入する用具名

　　型式・規模

２　給付対象者

３　給付決定年月日　　年　　月　　日

４　給付番号　　第　　号

５　購入価格等　　価　　格　　円

　　利用者が支払う額　　円

　　公費負担額　　円

別記第７号様式

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳

給付決定番号	申請年月日	申請者	対象者氏名	住所	給付種目	業者名	給付決定年月日	費用			備考
								総額	公費	自費	